



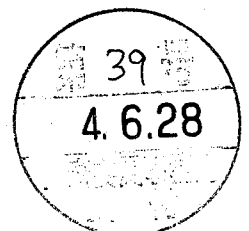
帯人事第 118 号
令和 4 年 6 月 28 日

帯広市監査委員 川 端 洋 之 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 4 年 3 月 24 日付帯監査第 112 号及び同第 114 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



行政監査指摘	措置状況
<p>行政財産の貸付又は使用許可事務について監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。</p> <p>しかしながら、使用許可の申請や更新・変更に係る手続の不備のほか、行政財産の使用料への加算又は貸付に伴う電気料金等の積算に注意を欠くものが見受けられたことにつきましては、より一層、適正な処理が必要であると考えます。</p> <p>行政財産は、地方公共団体の行政目的の達成のために利用される貴重な財産であるという認識のもと、その管理及び事務の適正執行を確保するとともに、行政財産本来の用途や目的を妨げない限度において、有効活用に向けた取り組みを推進されますよう期待いたします。</p>	<p>行政財産の貸付又は使用許可事務については、おおむね適正に行われているとの評価をいただきました。</p> <p>しかしながら、使用許可の申請や更新・変更に係る手続について改善を要する事例が指摘されたほか、調定額の算定誤りに関しては、過去の行政監査において指摘されているにもかかわらず、同様の事例が発生している旨の指摘があったところです。</p> <p>当該事例については、チェック体制の見直しのほか、複雑であった使用料算定データの簡略化を実施するなど、算定手法の改善を行ったところです。</p> <p>今後も、適正に事務を執行するよう努めてまいります。</p>